

土地改良制度の見直しについて

土地改良制度の見直し (①ほ場整備事業)

見直しのポイント

- ① 農地中間管理機構が借り入れた農地について、**農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備を実施できる制度を創設。**

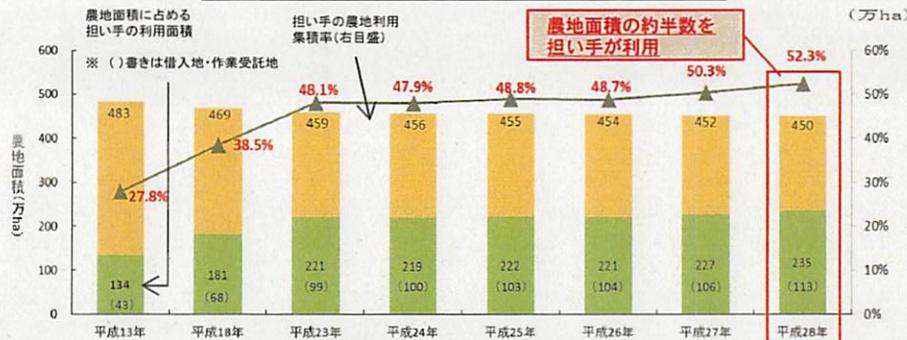
(背景)

- 少子高齢化が進行する中、担い手への農地の利用集積の推進により、現在、農地の5割超が担い手に集積。平成35年度までに全農地の8割を担い手に集積するという政府全体の目標を達成するためには、**農地中間管理機構とほ場整備事業の連携が不可欠。**
- 今後、高齢農家のリタイアに伴い、機構への貸出し希望は増加する見込み。一方、**基盤整備が不十分な農地は、担い手が借り受けにくいおそれ。**
- 基盤整備に当たっては、所有者にも負担を求めている状況。農業からリタイアする所有者は基盤整備への関心・意欲がないため、費用負担を敬遠し、**将来的に基盤整備が滞るおそれ。**

(対応)

- **機構が借り入れた農地について、農業者からの申請によらず、都道府県営事業として、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備を実施する事業を創設。**

農地面積に占める担い手の利用面積の推移

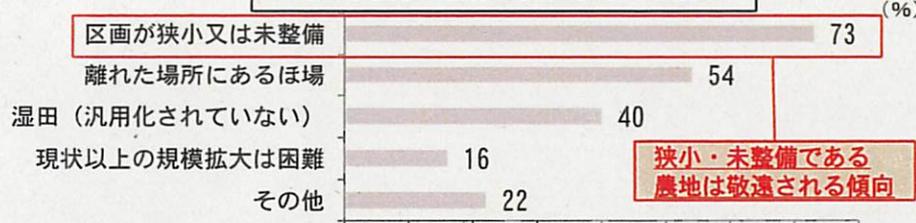


新規事業については公共性・公益性を確実に担保する必要

- ① 機構が借り受けている農地で、かつ、一定規模以上の面的まとまりがあるものが対象であること
 - ② 機構の借入期間（中間管理権の設定期間）が、基盤整備事業開始時から相当程度あること
 - ③ 本事業の実施により、担い手への農用地の集団化が相当程度図られること
 - ④ 本事業の実施により、事業実施地域の収益性が相当程度向上すること
- を要件とする。

また併せて、本事業によって整備された農地が直ちに転用されることを防止するため、**農用地区域からの除外規制強化のための措置等**を講ずる。

担い手農家が耕作の依頼を断った理由



資料：農林水産省調べ
注：担い手農家を無作為に抽出し（36府県、450経営体）、そのうち農地所有者からの耕作を断ったことがあると回答した経営体から聴取（平成22年11月）

土地改良制度の見直し (①ほ場整備事業)

見直しのポイント

- ② 農業委員会・機構と土地改良区との間で**事業参加資格者に係る情報共有を図る。**
- ③ **共有地に係る事業同意等について代表制を導入。**
- ④ 国・都道府県営土地改良事業に係る**申請人数要件を廃止**（かんがい排水事業についても同様）。
- ⑤ **水田の畑地化・畑作物に軸足を置いた汎用化を推進。**

<② 農業委員会・農地中間管理機構との情報共有>

(背景)

- 今後、担い手への農地の流動化が加速化する中、権利の移動に伴う**事業参加資格者を適切に把握する必要。**

(対応)

- ① **農業委員会が保有する農地台帳**
② **機構が保有する農地中間管理事業に関する帳簿**
③ **土地改良区が保有する土地原簿等**
に係る**事業参加資格者の情報共有を図る。**

<③ 共有地に係る代表制の導入>

(背景)

- 共有地については現行制度上、**事業に関する同意等に当たり、共有者全員の意思を確認する必要があり、事業の円滑な実施の支障。**

(対応)

- **共有地の代表者が共有者の意向をとりまとめ、共有地に関する意思を表明できる仕組み（事業に関する同意等を合わせて1票としてカウント）を導入。**

<④ 申請人数要件の廃止>

(背景)

- 経営体の大規模化が進んでいる地区では、農地の集積・集約化の進展により、**事業参加資格者が減少しており、申請人数要件（15人以上）を満たせない支障が発生。**

(対応)

- 国・都道府県営土地改良事業の**申請人数要件を廃止。**

<⑤ 水田の畑地化への対応>

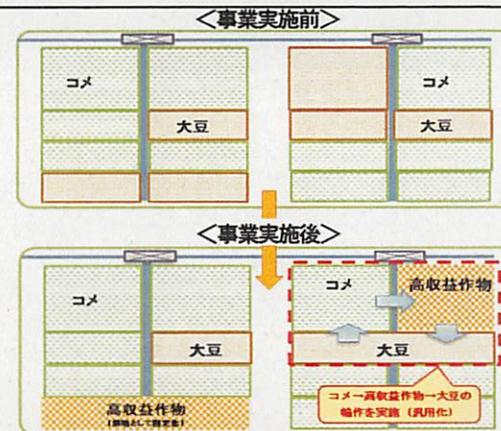
(背景)

- 主食用米について、年々需要が減少している中、**需要に応じた生産を推進するとともに、農家所得の向上を図るためには、高収益作物の導入を促進する必要。**

(対応)

- **水田の畑地化・畑作物に軸足を置いた汎用化（中山間地域で畑地化の際は併せて緩傾斜化・高機能化）を推進。**

水田の畑地化・畑作物に軸足を置いた汎用化のイメージ



- 畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化のための基盤整備に当たっては、水利用調整・土地利用調整や、高収益作物の導入を円滑に進めるため、**地区の負担軽減等の措置を実施。**
- 上記の基盤整備を行った場合には、当該地区には水田活用の直接支払交付金を交付しないが、このうち畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分については、**事業完了後5年間は激変緩和措置を実施。**

土地改良制度の見直し (②かんがい排水事業)

見直しのポイント

- ① 突発事故に対応した事業について、国又は地方公共団体が、**農業者からの申請によらず**、原則として**農業者の費用負担・同意を求めず**に事業を迅速に実施できる仕組みを導入。
- ② 一定の機能向上を伴う**更新事業**についても、**同意徴集手続の簡素化**の対象に追加。

<① 突発事故対応事業に係る新たな仕組みの創設>

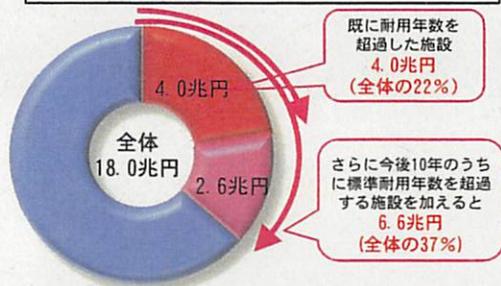
(背景)

- 農業水利施設の老朽化が進展する中で、パイプラインの破裂等の突発事故が年々増加しており、迅速な対応が必要。

(対応)

- **突発事故対応事業についても、災害復旧事業と同様の仕組み(農業者からの申請によらず、原則として農業者の費用負担・同意は不要)を創設。**

基幹水利ストックの資産価値 (H26)



注) 受益面積100ha以上の農業水利施設を再建設費ベースで算出

農業水利施設の突発事故発生状況



突発事故の事例 (パイプラインの破裂)



<② 同意徴集手続の簡素化の範囲の拡大>

(背景)

- 現行制度においては、土地改良施設の更新事業のうち機能維持を図るものについては、同意徴集手続を簡素化。一方、**機能向上を伴う事業については、事業参加資格者の3分の2以上の同意が必要**であり、事業の実施に支障。

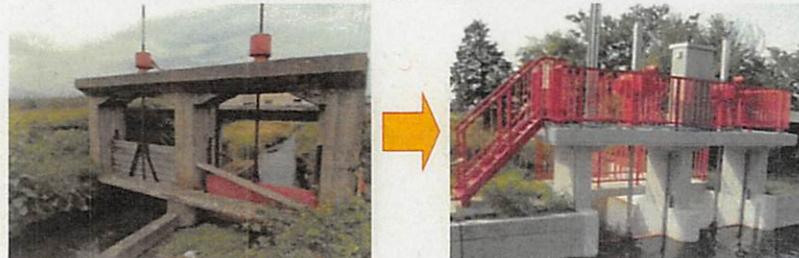
(対応)

- ICTの導入や開水路のパイプライン化、ゲリラ豪雨対策としての排水施設の排水能力の向上など、**一定の機能向上を伴う更新事業についても、同意徴集手続の簡素化の対象に追加。**

技術革新の事例



水路の更新(開水路→パイプライン)



ゲートの更新(手動→自動)

土地改良制度の見直し（③農村地域防災減災事業）

見直しのポイント

- ① ため池等の耐震化事業について、国又は地方公共団体が、農業者からの申請によらず、自らの判断により、原則として農業者の費用負担・同意を求めずに事業を実施できる仕組みを創設。
- ② 除塩事業について、土地改良法に基づく災害復旧事業として位置付け。

<① ため池等の耐震化事業に係る新たな仕組みの創設>

(背景)

- 巨大地震発生リスクが高まる中、防災重点ため池等については、国土強靱化基本法を踏まえ、国又は地方公共団体が機能診断を実施した上で機能保全計画を策定し、自ら耐震化事業を行うことが急務。

(対応)

- 耐震化事業については、**国又は地方公共団体が、農業者からの申請によらず、自らの判断により、原則として農業者の費用負担・同意を求めずに事業を実施できる仕組みを創設。**

国土強靱化基本法の前文より抜粋

・・・今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作る・・・(中略)・・・ことが必要である。

耐震調査の実施状況 (H28.3)

	耐震調査を実施した防災重点ため池	耐震不足が確認された防災重点ため池
計	3,281箇所	1,837箇所

ため池が決壊した時の想定浸水区域



平成26年8月の豪雨により決壊したため池(京都府)

<② 除塩事業の創設>

(背景)

- 除塩事業については、土地改良法に基づく事業として位置づけられていないため、東日本大震災時には特例法を制定し事業を実施。

(対応)

- 巨大地震及び津波の発生確率が高まる中、迅速な事業着手の観点から、**除塩事業を土地改良法に基づく災害復旧事業として位置付け。**

土地改良制度の見直し (④土地改良区の在り方)

見直しのポイント

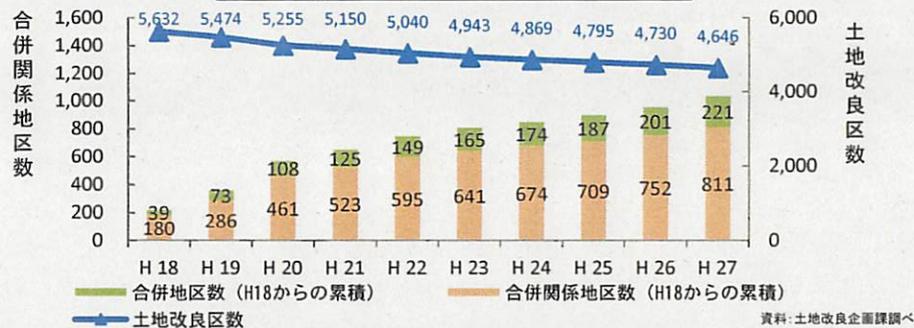
- ① 土地改良区の組織体制が弱体化する中、合併等による**事務局体制の強化**や、**維持管理・運営事務の外部委託の拡大**、**土地改良施設の高度利用による財政基盤の強化を促進**。
- ② **事業参加資格者及び土地改良区の在り方**等について、更に実態を調査すること等を通じて、引き続き検討。
- ③ **土地改良区の体制**については、**組合員資格の在り方**と合わせて、引き続き検討。

<① 土地改良区の体制強化>

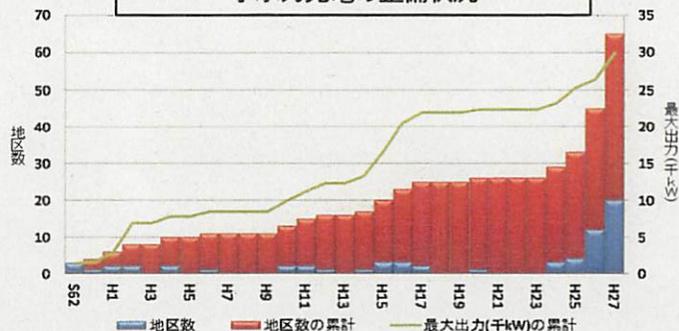
(対応)

- 土地改良区の組織体制が弱体化する中で、**合併や事務統合の促進等による事務局体制の強化**や、**市町村や県土連、民間事業者等への維持管理・運営事務の委託の拡大**、**小水力発電の導入など土地改良施設の高度利用による財政基盤の強化を促進**。

土地改良区の合併状況の推移



小水力発電の整備状況



<② 土地改良区の組合員資格の検討>

(対応)

- 農地の所有と経営の分離が一層進展することが見込まれる中、一筆1資格などの現行制度の仕組みで対応可能かどうかを含めて、こうした課題に対応できる**事業参加資格者及び土地改良区の在り方**等について、更に実態を調査すること等を通じて、引き続き検討。

<③ 土地改良区の体制強化に向けた検討>

(対応)

- **土地改良区の体制**については、**組合員資格の在り方**と合わせて、引き続き検討。